



発行 東京都

目次

告示

- 昭和四十五年東京都告示第三百五十六号(市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例第二条の表十六の項イただし書の規定により指定する工場)の一部改正……(環境局総務部環境政策課)……一
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定(二件)……(環境局環境改善部化学物質対策課)……一
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……(同)……三
- 平成二十七年におけるとびうお流し刺し網漁業の許可等の申請期間等……(産業労働局農林水産部水産課)……四
- 肥料登録有効期間の更新……(産業労働局農林水産部水産課)……四
- 飼料検査結果の公表……(同)……五
- 都道の区域変更(四件)……(建設局道路管理部路政課)……六

公告

- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……(生活文化局都民生活部地域活動推進課)……二
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請……(同)……三

告示

- 特定非営利活動法人の認定……(同)……三
- 東京都指定給水装置工事事業者の指定の取消し……(水道局)……三

東京都告示第千六百九号

昭和四十五年東京都告示第三百五十六号(市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例第二条の表十六の項イただし書の規定により指定する工場)の一部を次のように改正する。

平成二十六年十二月四日

東京都知事 外 添 要 一

表サントリー酒類株式会社武蔵野ビール工場の項中「サントリー酒類株式会社武蔵野ビール工場」を「サントリービール株式会社武蔵野ビール工場」に、「サントリー酒類株式会社」を「サントリービール株式会社」に改める。

東京都告示第千六百十号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

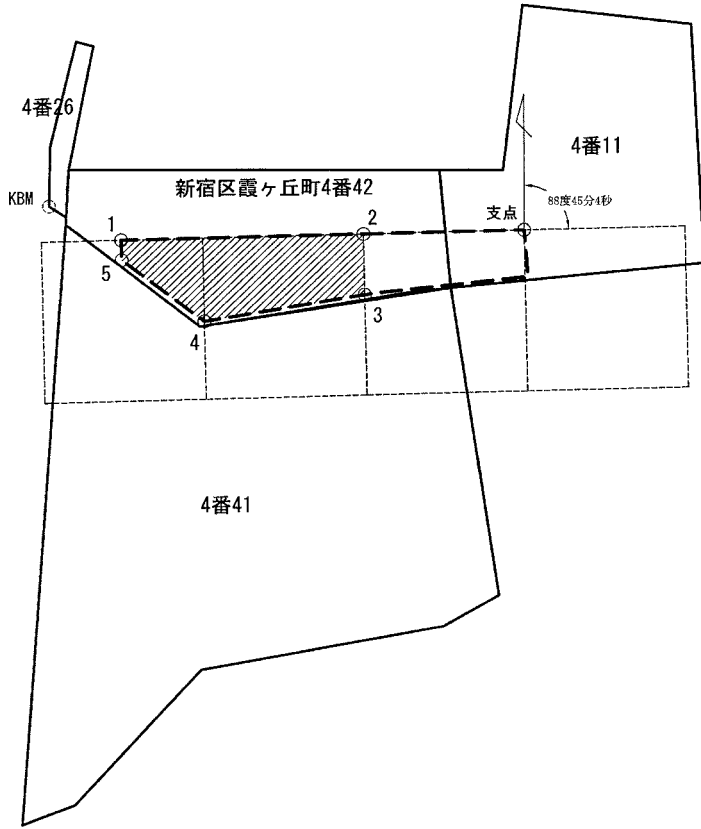
平成二十六年十二月四日

東京都知事 外 添 要 一

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(新宿区霞ヶ丘町地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



【凡例】

- : 単位区画
- : 筆境界
- - - : 調査対象地
- ▨ : 形質変更時要届出区域

【支点】

支点は、調査対象地の最北端とする。

支点及び境界点(1~5)の座標は、地番4番26の筆境界の地点KBMを(0,0)として、世界測地系座標計算に従い設定した値である。

	X座標	Y座標
支点	-1.352	29.695
1	-1.898	4.656
2	-1.570	19.708
3	-5.332	19.790
4	-6.944	9.825
5	-3.137	4.686
KBM	0.000	0.000

【格子の回転角度(88度45分4秒)】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千六百十一号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十六年十二月四日

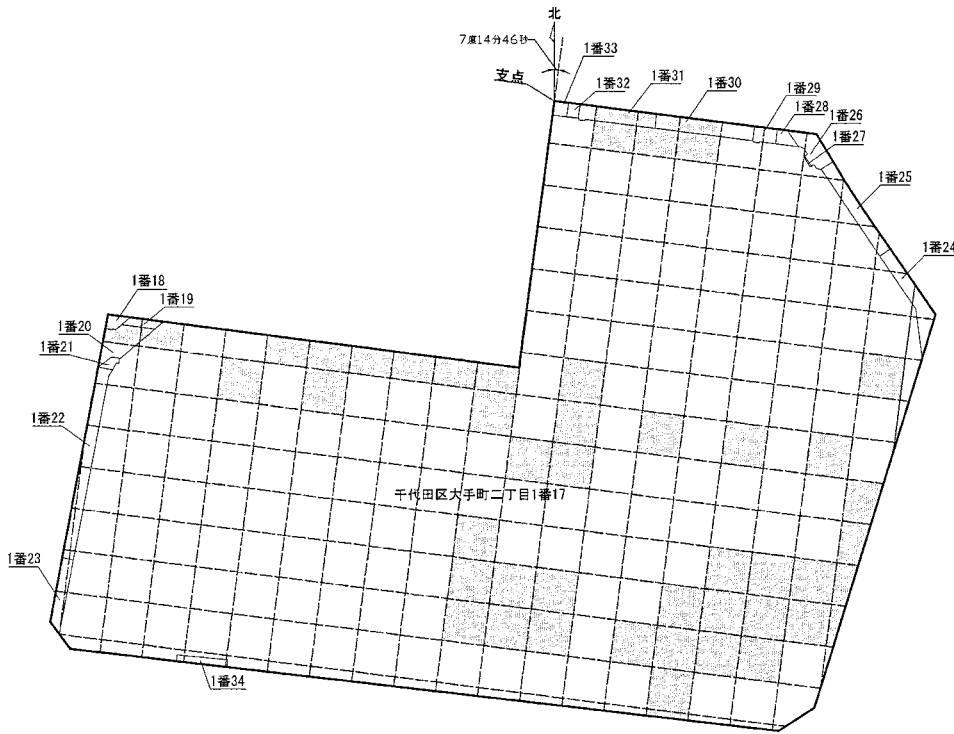
東京都知事 舩 添 要 一

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(千代田区大手町二丁目地内)


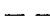


二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



凡例

-  形質変更時要届出区域
-  単位区画線
-  筆境界線
-  敷地境界

〈支点〉

支点は、敷地境界(千代田区大手町二丁目1番33)の最北端とする。

〈格子の回転角度:7度14分46秒〉

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成される格子を、支点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千六百二十二号

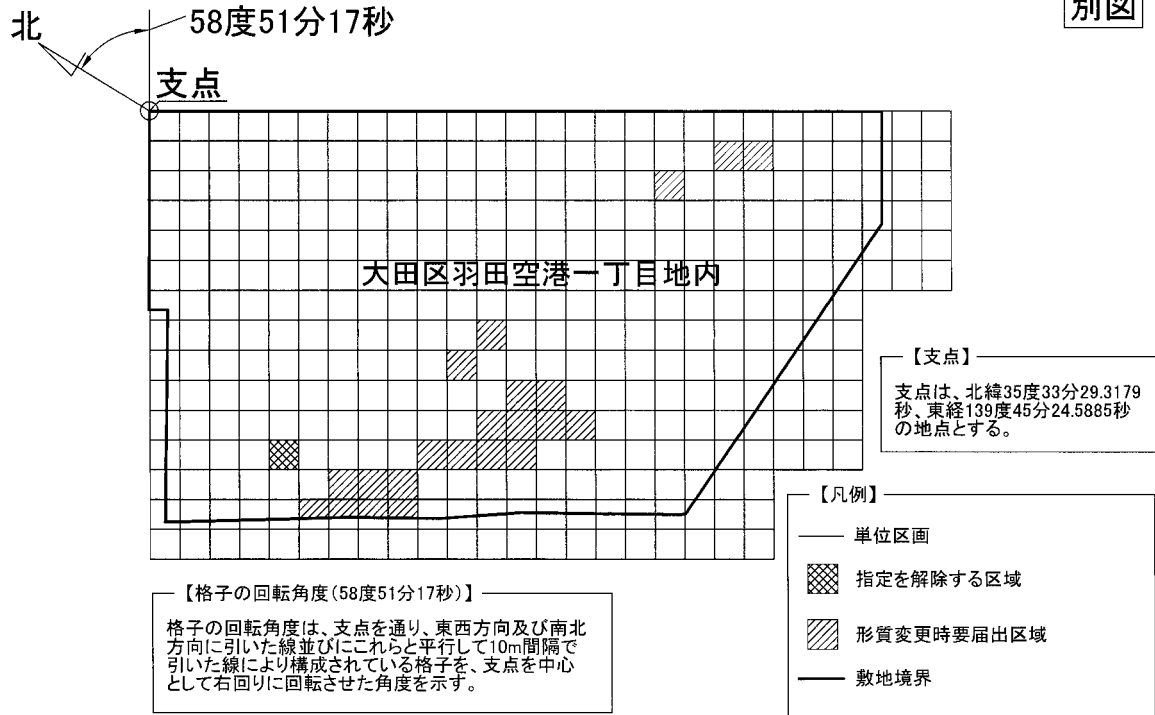
土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、平成二十四年東京都告示第二百七十二号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十六年十二月四日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり(大田区羽田空港一丁目地内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 六価クロム化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



●東京都告示第千六百十三号

東京都漁業調整規則(昭和四十年東京都規則第六十号)第八条第二項(第二十一条第三項において準用する場合を含む。)及び第二十五条第一項の規定に基づき、平成二十七年におけるとびうお流し刺し網漁業(東京都海面のうち伊豆諸島海域におけるものに限る。)の許可又は起業の認可を申請すべき期間及び許可又は起業の認可をする数の最高限度を定めたので、同規則第八条第三項及び第二十五条第四項の規定により次のとおり告示する。

平成二十六年十二月四日

東京都知事 舩 添 要 一

一 許可又は起業の認可を申請すべき期間
平成二十六年十二月八日から平成二十七年一月二十六日まで

二 許可又は起業の認可をする数の最高限度
六十隻

●東京都告示第千六百十四号

肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第十二条第二項の規定に基づき、次のように肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定に基づき告示する。

平成二十六年十二月四日

東京都知事 舩 添 要 一

登録番号	東京都第七〇三三
有効期限	平成二十六年十月三十一日
肥料の種類	蒸製骨粉
肥料の名称	二二・〇蒸製骨粉二号
保証成分量(%)	窒素全量 りん酸全量 三・五 三・〇
その他の規格	り 公定規格のとほ
生産業者の名称及び住所	合資会社徳商會 荒川区阿屋五丁目二十二番一号

●東京都告示第千六百十五号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令(昭和五十一年政令第百九十八号)第十一条第四項の規定により、平成二十六年十月に収去した飼料の試験結果を次のとおり公表する。

平成二十六年十二月四日

東京都知事 外 添 要 一

1 安全性に関する検査

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料又は飼料添加物の区分	飼料の名称	製造(輸入)年 月	試験項目	違反の有無及び違反の内容
株式会社上山商事 墨田第2リサイクル工場	同左	単体飼料	食品残渣乾燥飼料	平成26年10月	重金属-銅、亜鉛、カドミウム、鉛、ひ素、水銀	無
アサヒフードクリエイト株式会社 隅田川ブルーイング	同左	単体飼料	ビール粕	平成26年10月	重金属-銅、亜鉛、カドミウム、鉛、ひ素、水銀	無

2 栄養成分に関する検査

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製造(輸入)年 月	試験結果の概要											違反の内容		
				粗たん白質 %	粗脂肪 %	カルシウム %	リン %	粗繊維 %	粗灰分 %	揮発性塩基性窒素 %	水溶性窒素 %	ペブシン消化率 %	TDN %	ME kcal/kg		その他	
株式会社上山商事 墨田第2リサイクル工場	同左	食品残渣乾燥飼料	平成26年10月														
				13.18	10.2	0.12	0.14	ND	2.49								
アサヒフードクリエイト株式会社 隅田川ブルーイング	同左	ビール粕	平成26年10月														
				22.43	7.9	0.21	0.51	9.2	2.89								

(注) 試験結果の概要の欄は、個別検査項目別に栄養成分量の表示がある場合は上段に表示成分量を示し、下段に分析結果を示す。
違反の内容の欄は、表示成分量に対して過不足があった場合、当該成分の過不足量(絶対量)を示す。

●東京都告示第千六百十六号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十六年十二月四日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

平成二十六年十二月四日

東京都知事 舛 添 要 一




一 路線名 立川昭島

二 変更の区間 立川市富士見町二丁目二百六十八番三地从前同所百三十七番一地从前

三 変更の概要 別図表示のとおり

別図

都道立川昭島線区域変更略図
立川市富士見町二丁目地内

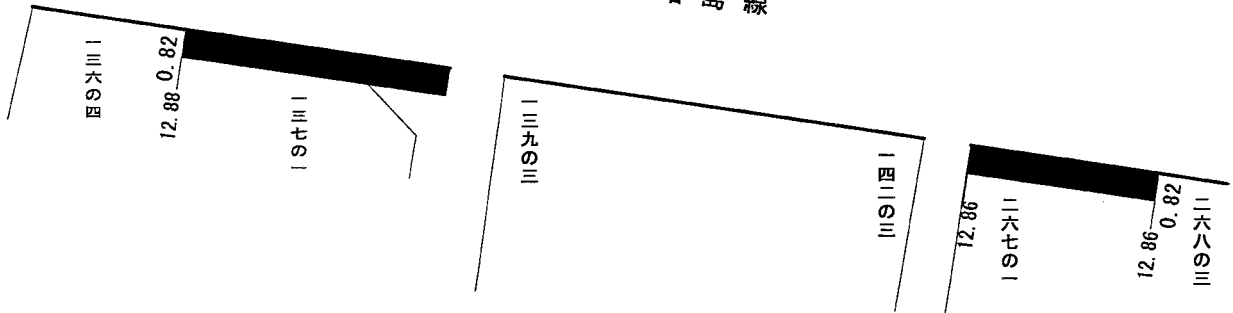
 編入区域
 市道
 都道

延長 三九・七九メートル
 面積 三二・六四平方メートル



立川市
富士見町二丁目

都道立川昭島線

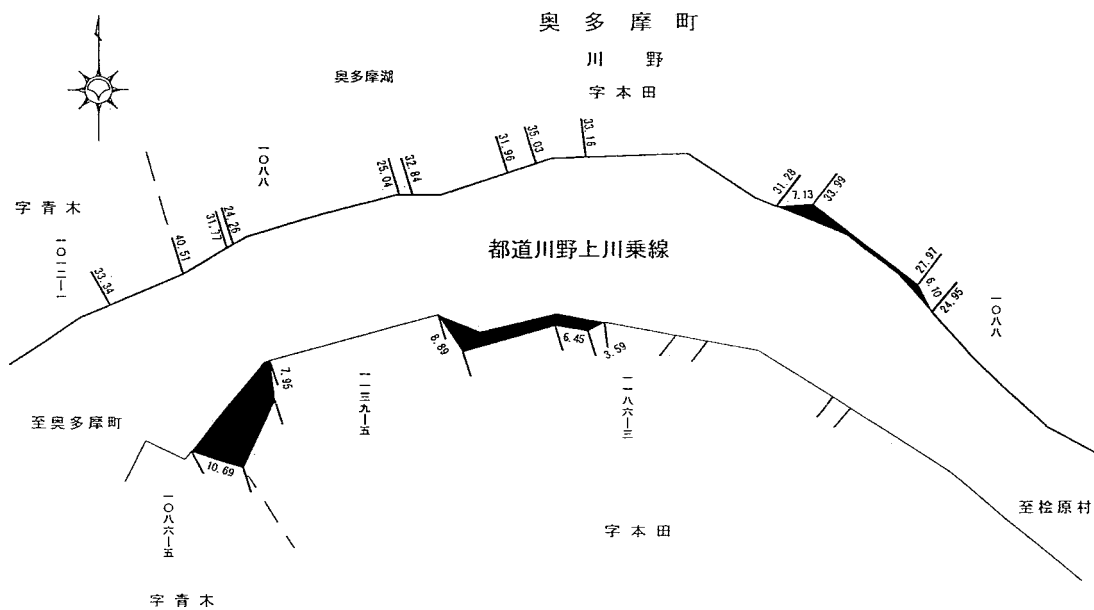
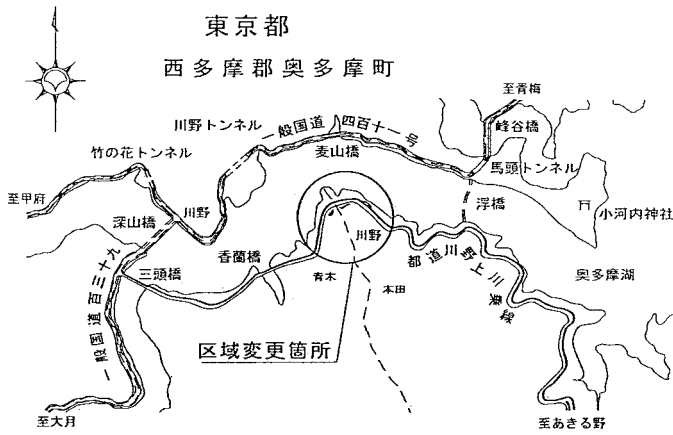


●東京都告示第千六百十七号
 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、平成二十六年十二月四日から起算して

別図

都道川野上川乗線区域変更略図
 西多摩郡奥多摩町川野地内

編入区域
 延長 九七・六六メートル
 面積 二九二・八二平方メートル



二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。
 平成二十六年十二月四日
 東京都知事 外 添 要 一
 一 路線名 川野上川乗

二 変更の区間 西多摩郡奥多摩町川野字青木千八十六番五地先から同町川野字本田千八十八番地内まで
 三 変更の概要 別図表示のとおり

別図

都道新荒川葛西堤防線区域変更略図
江戸川区江戸川四丁目地内

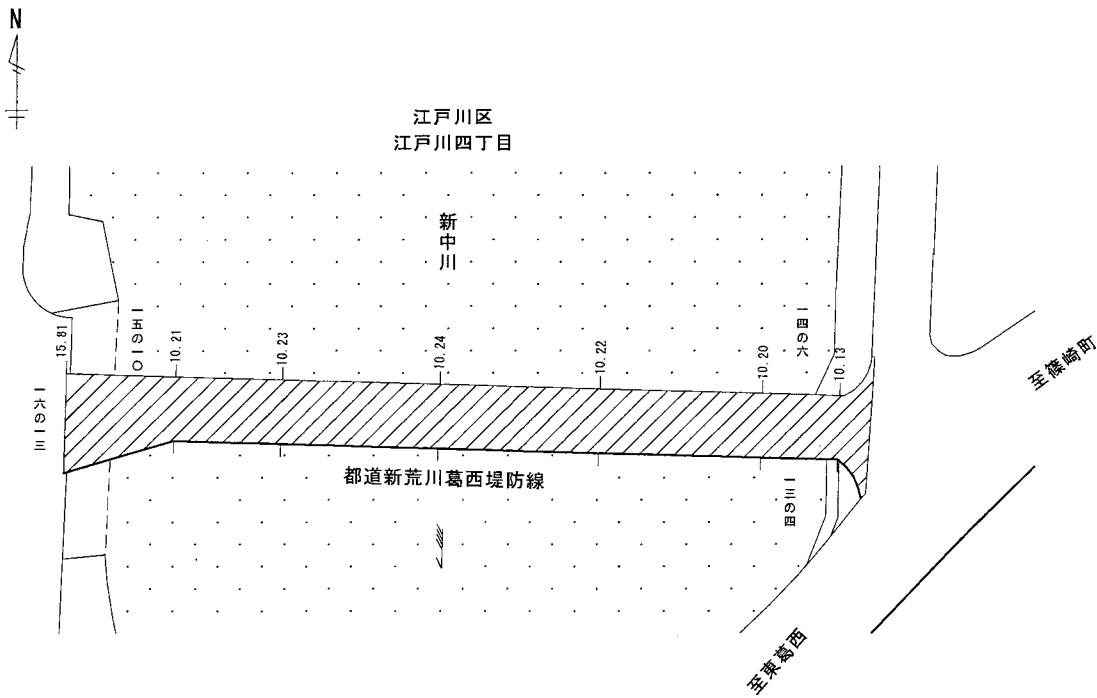
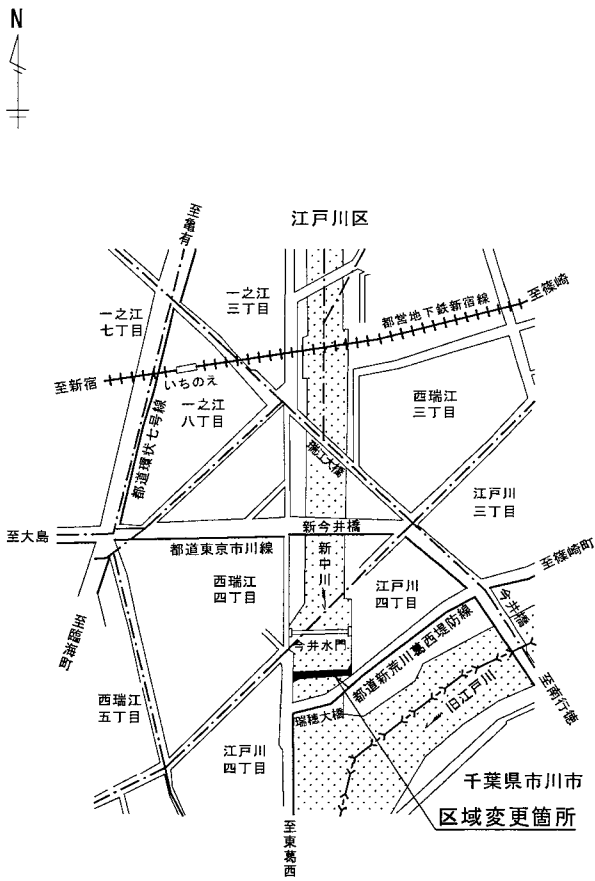


延長 一二九・二一メートル
面積 一、三七二・一三平方メートル

●東京都告示第十六百十八号
道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。
その関係図面は、平成二十六年十二月四日から起算して

一 路線名 新荒川葛西堤防
二 二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。
平成二十六年十二月四日
東京都知事 外 添 要 一

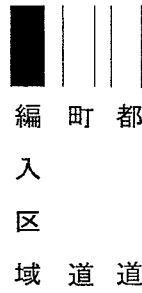
二 変更の区間 江戸川区江戸川四丁目十六番十三地内から同所十四番六地内まで
三 変更の概要 別図表示のとおり



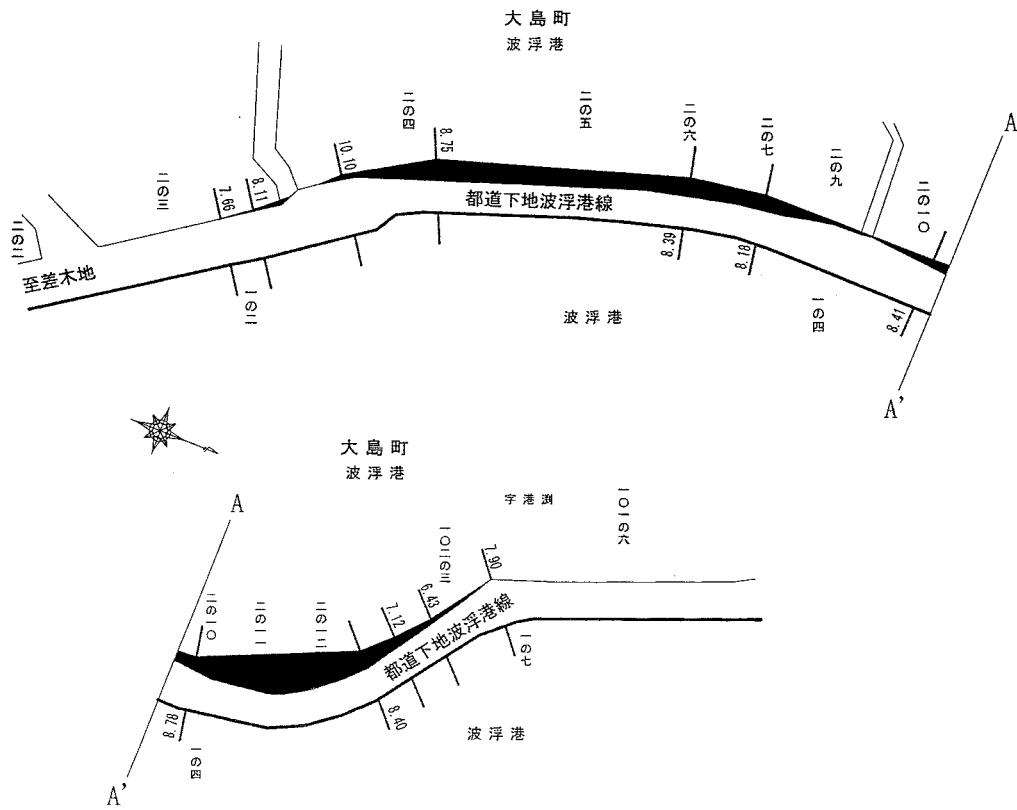
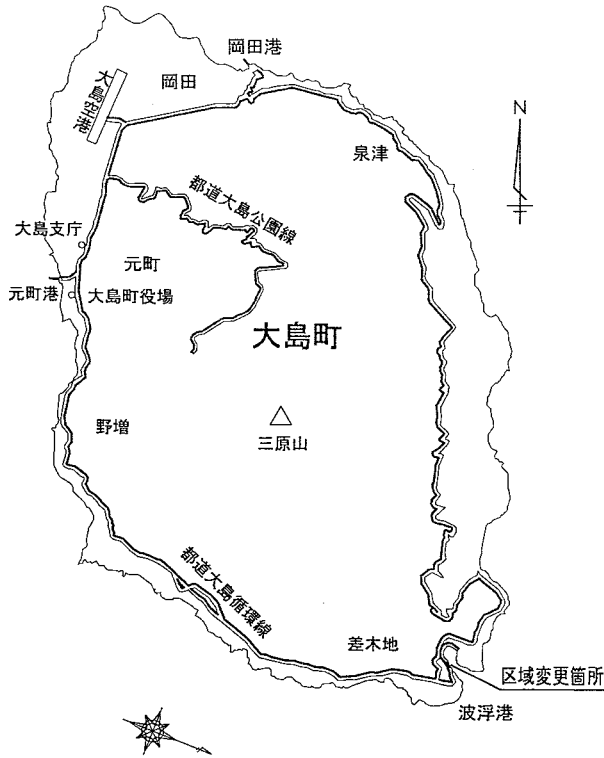
●東京都告示第千六百十九号
 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、平成二十六年十二月四日から起算して

別図

都道下地波浮港線区域変更略図
 大島町波浮港地内



延長 一七五・四六メートル
 面積 四〇二・五六平方メートル



二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。
 平成二十六年十二月四日
 東京都知事 外 添 要 一
 一 路線名 下地波浮港

二 変更の区間 大島町波浮港二番三地内から同町波浮港字港渕百二番三地内まで
 三 変更の概要 別図表示のとおり

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第八条において準用する同規則第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十六年十二月四日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 申請のあった年月日
平成二十六年十一月七日
 - 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人和の会
 - 三 代表者の氏名
加藤 和広
 - 四 主たる事務所の所在地
東京都新宿区下落合四丁目二十七番五―一〇二号
 - 五 定款に記載された目的
この法人は、東日本大震災の被災地に対し、復興支援活動を行い、被災地の住民の生活の再生ひいては向上に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)
- 一 申請のあった年月日
平成二十六年十一月七日

二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人東京救難所

三 代表者の氏名
宮下 牧夫

四 主たる事務所の所在地
東京都大田区西糎谷三丁目五番五号

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民の人々に対して、海難事故及び災害発生時における救助救援活動を行うと共に、青少年に海難救助、災害救援のやり方を実際の訓練を通して行う人材育成活動や、子供たちの夏休みなどを利用して、海に触れ、その楽しさ、怖さ、美しさと環境を守る大切さを学んで貰う健全育成活動、又、流木、ごみ、不純物の除去などを行う環境保全活動を行い、広く多くの人々の暮らしに係る安全と環境保全等に資することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日
平成二十六年十一月七日

二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人翔和学園

三 代表者の氏名
望月 昭彦

四 主たる事務所の所在地
東京都中野区中央一丁目三十八番一号

イ 中野坂上ビル

五 定款に記載された目的
この法人は、発達障害児・者、不登校・ひきこもり等

の方々及びその家族に対して、学力及び社会性を身に付けるための療育・教育施設の設置・運営に関する事業、社会参加・就労等の促進についての相談・支援に関する事業、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく各種事業等を行い、発達障害児・者、不登校・ひきこもり等の方々とその家族の生活の質の向上と福祉の増進を図り、広く公益に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日
平成二十六年十一月十日

二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人雨漏り診断士会

三 代表者の氏名
今野 昇

四 主たる事務所の所在地
東京都新宿区新宿二丁目十八番四号

東京蓮見ビル三

〇二

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民に対して、正確な雨漏りの原因特定や適正な修理が行われるよう、雨漏りに関する調査研究、教育研修を行うとともに、公正中立な立場で判断できる人材能力に関する資格認定等を行い、一般消費者の保護と、それを担う技術者の職業能力開発に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日
平成二十六年十一月十日

平成二十六年十一月十日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人NGOブラジル人労働者支援センター

三 代表者の氏名

加藤 仁紀

四 主たる事務所の所在地

東京都多摩市永山四丁目二番地七一〇二

五 定款に記載された目的

この法人は、在日ブラジル人が日常生活において直面する労働及び子どもの教育問題等に関わる助言・指導を行い、問題解決に協力し、彼らが安心・安定した生活を確保するための支援活動と併せて彼らの母国であるブラジルの日系社会及び関連機関と連携し、ブラジルに日本語・日本文化を普及させる活動を行うことにより、両国の国益に寄与し、日伯両国の友好・親善関係の強化・発展に貢献することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

特定非営利活動法人の設立の認証申請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項に規定する特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十六年十二月四日

東京都知事 外 添 要 一

一 申請のあった年月日

平成二十六年十一月十日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ゆどうふ

三 代表者の氏名

辻岡 秀夫

四 主たる事務所の所在地

東京都町田市原町田二丁目十七番一号 原町田ハイッ

五 定款に記載された目的

この法人は、ひきこもり状態の若者など社会的に孤立した状況におかれた者に対して、自分自身を肯定的にとらえられるような場を提供、紹介することで、彼ら一人ひとりが自己受容できるとともに、他社についても受容できるような、自他共生が可能な社会の実現に寄与することを目的として活動する。(以上原文のまま掲載)

特定非営利活動法人の認定について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第四十四条第一項に規定する特定非営利活動法人の認定をしたので、同法第四十九条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第二十二条の三の規定により、次のとおり公告する。

平成二十六年十二月四日

東京都知事 外 添 要 一

一 名称

特定非営利活動法人ラオスのこども

二 代表者の氏名

INTHAVONG CHANTHASONE(野口
チャンタソン)

三 主たる事務所の所在地

東京都大田区南馬込六丁目二十九番十二号

四 認定の有効期間

平成二十六年十一月二十六日から平成三十一年十一月二十五日まで

東京都指定給水装置工事事業者の指定の取消
しについて

水道法(昭和三十二年法律第七十七号)第二十五条の十一第一項第一号の規定に基づき、東京都指定給水装置工事事業者の指定を次のとおり取り消した。

平成二十六年十二月四日

東京都水道局長 吉 田 永

指定番号 商号 代表者 住所 取消年
月日

八〇四二 株式会社 古澤 悠 練馬区向山 平成二十
アクシス 四丁目九番 六年十一
十五号 ヴ 月二十六
イラージュ 日
中村橋二〇
七

行 東 京 都 本 号 三〇円
東京都市区西新宿二丁目八番一号 一箇月 六、六〇〇円
発 電話 〇三(五三三二)一一一一(代) 印刷所 勝美印刷株式会社
郵便番号 163-8001 定 価 印刷所 東京都文京区小石川二丁目三番七号
電話 〇三(三八二)五二〇一(代) 郵便番号 112-0002